第二号イの表に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 株式会社エフビーエス | 北海道札幌市白石区本通七丁目南五番一号 | パン製造 |
| 株式会社トラバース | 千葉県市川市末広二丁目四番十号 | 建設機械施工 |

**○外務省告示第百六十四号**

日本国政府は、平成二十七年五月十五日、ニウエを承認した。

平成二十七年五月二十五日

外務大臣　岸田　文雄

**○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第一号**

工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）第四条第一項の規定に基づき、工場立地に関する準則の一部を改正する告示を次のように定めたので、同項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年五月二十五日

財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　山本　早苗
国土交通大臣　太田　昭宏

工場立地に関する準則の一部を改正する告示

大蔵省、厚生省、工場立地に関する準則（平成十年農林水産省、通商産業省、運輸省告示第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第一条及び（備考）関係）

| 業種の区分 | 敷地面積に対する生産施設の面積の割合 |
|---|---|
| 第一種　化学肥料製造業のうちアンモニア製造業及び尿素製造業、石油精製業、コークス製造業並びにボイラー・原動機製造業 | 百分の三十 |
| 第二種　伸鉄業 | 百分の四十 |
| 第三種　窯業・土石製品製造業（板ガラス製造業、陶磁器・同関連製品製造業、ほうろう鉄器製造業、七宝製品製造業及び人造宝石製造業を除く。） | 百分の四十五 |
| 第四種　鋼管製造業及び電気供給業 | 百分の五十 |
| 第五種　でんぷん製造業及び冷間ロール成型形鋼製造業 | 百分の五十五 |
| 第六種　石油製品・石炭製品製造業（石油精製業、潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの）及びコークス製造業を除く。）及び高炉による製鉄業 | 百分の六十 |
| 第七種　その他の製造業、ガス供給業及び熱供給業 | 百分の六十五 |

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

**○文部科学省告示第百八号**

重要無形文化財木工芸の保持者灰外達夫（平成二十四年文部科学省告示第百六十一号）は、平成二十七年三月十四日死亡し、当該保持者の認定は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第七十二条第四項前段の規定により同日付けで解除されたので、同項後段の規定に基づき告示する。

平成二十七年五月二十五日

文部科学大臣　下村　博文

**○文部科学省告示第百九号**

重要無形文化財古典落語の保持者中川清（桂米朝）（平成八年文部省告示第九十一号）は、平成二十七年三月十九日死亡し、当該保持者の認定は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第七十二条第四項前段の規定により同日付けで解除されたので、同項後段の規定に基づき告示する。

平成二十七年五月二十五日

文部科学大臣　下村　博文

**○農林水産省告示第千三百三十七号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年五月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　群馬県吾妻郡東吾妻町大字金井字水頭山五八四の一、五八六から五九〇まで、五九一の一、五九二、多野郡上野村大字乙父字山久保五四五の二、一六八四の七、一六八六、一六八七、一六八八、一六八九、一六九〇、一六八六、一六八七、一六八八、一六八九、一六九〇、一六九二、神流町大字柏木字浦山一六七八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字水頭山五八四の一・五八八・五八九（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、五八六、五八七、五九〇、五九一の一、五九二、字山久保五四五の二、一六八四の七、一六八六、一六八七、一六八九、一六九〇、一六九二、字浦山一六七八

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を滋賀県庁及び高島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千三百三十九号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年五月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　香川県綾歌郡綾川町羽床下字石内一四一四の一から一四一四の三まで、一四一五の一、一四一五の三、一四一六、一四一九、一四二五、一四四二の三、仲多度郡まんのう町造田字城山八五五の六九、字中空一一〇二の一、一一一一の二、一一一二の一、一一一二の三、一一一二の五、一一三四の一、三豊市山本町河内字逆瀬二二九八の二七、財田町財田上字合谷五〇〇一の四九、五〇〇一の五〇、五〇〇一の五七から五〇〇一の五九まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千三百三十八号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年五月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　滋賀県高島市朽木宮前坊字入部谷一八〇の三（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を滋賀県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）